

12 厚生労働省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日）及び1年ごとに定められる「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制の新設等を目的とする政策を対象に政策評価が行われている（注）。
- ② 一般政策については、事業評価方式による事前評価が、対象となる政策の特性に応じて実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式による事後評価が行われている。

このうち、実績評価方式による評価は、厚生労働行政全般について、政策体系及び評価予定表をあらかじめ定め、計画的に評価が行われている。実績評価方式による評価が行われない年度は、評価指標のモニタリングが行われている。

事業評価方式による事前評価を行った事業については、実施後、一定期間が経過したもの（事業開始から原則3年経過後）について、事後評価を行うこととされている。
- ③ 研究開発及び個々の公共事業については、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。また、規制の新設等を目的とする政策についても、事業評価方式による事前評価が行われている。

（注） 評価書は、厚生労働省ホームページで公表されている。

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 41件

施策目標名「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」等41件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、33件（80.5%）である。

(イ) 事業評価方式による事前評価 29件

- ① 政策名「救急医療体制の基盤整備・強化」等29件のうち、得ようとする効果が特定されているものは、8件（27.6%）である。
- ② 政策の効果の把握の方法が特定されているものは、25件（86.2%）である。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 19件

- ① 政策名「災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業」等19件のうち、得ようとした効果が特定されているものは、11件（57.9%）である。
- ② 把握された効果が特定されているものは、10件（52.6%）である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。また、厚生労働省は、国民生活の安定と向上を図ることを目的として、国民の生活に密着した政策を行っていることから、目標を明らかにして政策を行うことがより一層求められている。このため、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定する取組のより一層の推進が期待される。また、あらかじめ定めた目標が未達成であるにもかかわらず、その原因分析が十分になされていない事例もみられるが、これを徹底することが必要である。あわせて、アウトカムに着目した評価指標の検討が必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価及び事後評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果を特定しておくことが望まれる。また、事後評価においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日）及び1年ごとに定められる「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制の新設等を目的とする政策を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、評価の目的・観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項が明らかにされている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-12-①のとおり、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価が行われている。

事前評価については、評価法の義務付け以外の取組として、予算要求等を伴う新たな政策や事業のうち、重点的な施策又は10億円以上の費用が見込まれるものについて、事業評価方式による評価を行うこととしている。

また、事後評価については、対象となる政策の特性に応じて評価の方式を選択す

ることとし、以下の二つの取組が行われている。

- ① 厚生労働行政全般について、政策体系（厚生労働行政の基本目標、施策目標、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業を設定したもの）及び評価予定表（政策体系の施策目標ごとに、事後評価を実施するおおむねの時期及び評価方法を示したもの）が定められている。

それに基づき、同一の評価対象政策について、年度により実績評価方式による評価を行う年度、評価指標のモニタリングを行う年度に分けるとともに、並行して総合評価方式による評価が行われている。

- ② 上記①以外に、事業評価方式による事前評価（新規事業関係）を実施した政策について、評価の実施後、一定期間（「厚生労働省における政策評価実施要領」（平成 19 年 4 月厚生労働省政策評価官室、平成 19 年 9 月一部変更）において、「原則として事業開始後 3 年」と規定している。）が経過したものについて、事業評価方式による事後評価が行われている。

（取組状況－義務付け 4 分野の政策についての政策評価）

義務付け 4 分野の政策のうち、個々の研究開発及び公共事業について、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。具体的には、

- ① 事前評価については、評価法第 9 条に規定されている 10 億円以上の費用を要することが見込まれる個々の研究開発や個々の公共事業、大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発等、
- ② 事後評価については、大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発や、個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価実施要領」（平成 16 年 7 月 12 日厚生労働省健康局長通知）で定めるところにより事後評価の対象とすることとされたもの

について評価が行われている。

また、規制の新設等を目的とする政策についても、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ-12-① 厚生労働省における政策評価の取組

評価対象範囲		事前評価	事後評価	
一般政策	政策（狭義） ・ 施策レベル		<p><実績評価方式> 対象：厚生労働行政全般 実施状況： 平成 14 年 11 月 161 件 平成 15 年 8 月 85 件 平成 15 年 10 月 19 件 平成 16 年 2 月 5 件 平成 16 年 7 月 40 件 平成 16 年 8 月 68 件 平成 17 年 8 月 108 件 平成 18 年 7 月 108 件 平成 19 年 8 月 40 件 平成 20 年 8 月 41 件</p>	<p><総合評価方式> 対象： ①厚生労働行政全般 ②主要な制度の変更を行う場合（計画等の改定や法律改正など） 実施状況： 平成 15 年 12 月 1 件 16 年 3 月 2 件 16 年 5 月 1 件 16 年 8 月 1 件 17 年 2～3 月 3 件 18 年 2～3 月 5 件 19 年 3 月 3 件 20 年 3 月 6 件 20 年 10 月 3 件</p>
	事務事業 レベル	<p><事業評価方式> 対象： ①評価法第 9 条に規定する政策以外の政策であって、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策（重点的な施策とするもの又は 10 億円以上の費用を要することが見込まれるもの） 実施状況：平成 14 年 11 月 51 件 15 年 8 月 29 件 16 年 8 月 35 件 17 年 8 月 39 件 18 年 8 月 35 件 19 年 8 月 21 件 20 年 8 月 29 件</p>	<p><事業評価方式> 対象： ①事前評価を実施した政策について、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ②事前評価を実施した政策について、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの ③評価法第 7 条第 2 項第 2 号に規定する政策 ④骨太方針に基づき定める成果重視事業 ⑤国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの 実施状況：平成 15 年 8 月 1 件 16 年 6 月 5 件 17 年 8 月 5 件 18 年 3～9 月 59 件 19 年 8 月 18 件 20 年 8 月 19 件</p>	
義務付け 4 分野の政策	研究開発 事務事業 レベル	<p>（事前） 対象： ①評価法第 9 条に規定する政策 実施状況：－ ②大綱的指針等に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発 実施状況：平成 14 年 11 月 16 件 15 年 8 月 1 件 17 年 8 月 38 件 18 年 8 月 39 件 19 年 8 月 27 件 20 年 8 月 31 件</p>	<p>（中間） 対象：大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発 実施状況： 平成 17 年 8 月 一件 18 年 8 月 32 件 19 年 8 月 29 件 20 年 8 月 28 件</p>	<p>（事後） 対象：大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発 実施状況： 平成 17 年 8 月 426 件 18 年 8 月 325 件 19 年 8 月 502 件 20 年 8 月 515 件</p>

公共事業	事務事業レベル	(事前) 対象:評価法第9条に規定する政策 実施状況:平成 16年2月 39件 16年7月 49件 17年6月 34件 18年4月 29件 18年12月 4件 19年4月 18件 20年4月 28件	(再) 対象:個々の公共事業であつて、別途定めるところ(事業採択後5年間に経過した時点で継続中の事業等)により事後評価の対象とすることとしたもの 実施状況:平成 16年2月 34件 16年7月 47件 17年6月 131件 18年4月 144件 18年12月 11件 19年4月 63件 20年4月 78件
		(事前) 対象:評価法第9条に規定する政策 実施状況:平成 19年10月 6件 19年12月 2件 20年1月 1件 20年2月 1件 20年3月 11件 20年4月 3件 20年5月 2件 20年9月 6件 20年10月 2件 20年11月 4件	
規制	事務事業レベル		
<p><特徴></p> <p>施策レベルの事後評価において評価の対象としている「厚生労働行政全般」については、政策体系及び評価予定表により、当該年度において用いる評価方式を決めている。実績評価方式による評価を実施しない場合(年度)は、評価指標のモニタリングを実施することとしている。</p> <p>また、事務事業レベルの事後評価において評価対象としている「評価法第7条第2項第2号に規定する政策」及び「国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの」については、政策の特性に応じて評価方式を選択することとしている。さらに、「一定期間が経過したもの」については、厚生労働省では、「厚生労働省における政策評価実施要領」において、「原則として事業開始後3年を経過したもの」と規定している。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである(総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、研究開発の評価についてはI-2-1、個々の公共事業の評価についてはI-2-2、規制の政策評価についてはI-2-4参照)。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された41件を審査の対象とした。

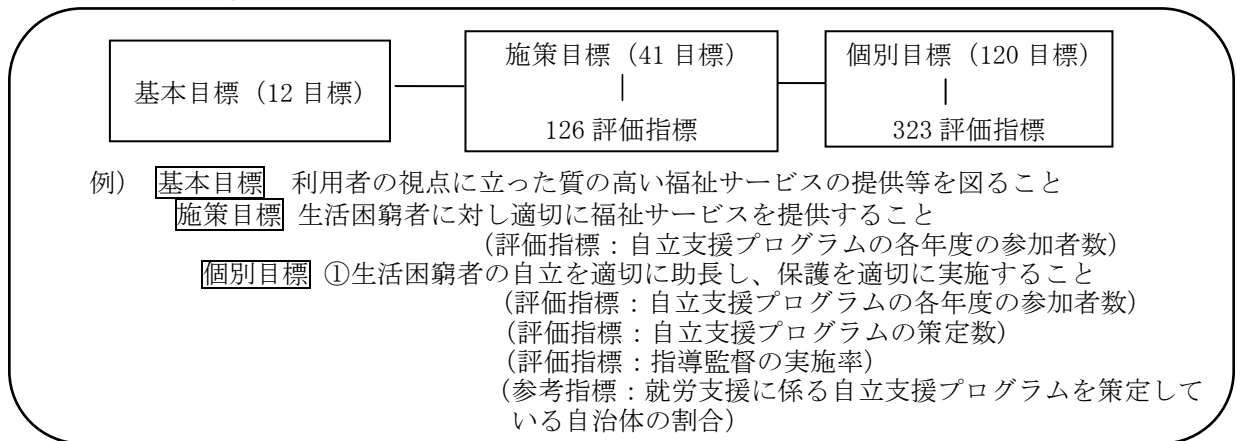
(評価の設計)

図表II-12-②のとおり、12基本目標、それを達成するために実施する41施

策目標、施策目標を達成するために実施する個々の施策に関する120個別目標、施策目標の達成状況を評価するための126評価指標及び個別目標の達成状況を評価するための323評価指標が設定されている。

目標の達成度合いの判定は、施策目標を単位として実施され、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に評価される。個別目標の達成状況の判定は、それに設定されている評価指標の測定結果に基づき個別目標単位で行われている。

図表Ⅱ－12－② 厚生労働省における実績評価方式による評価の基本構造



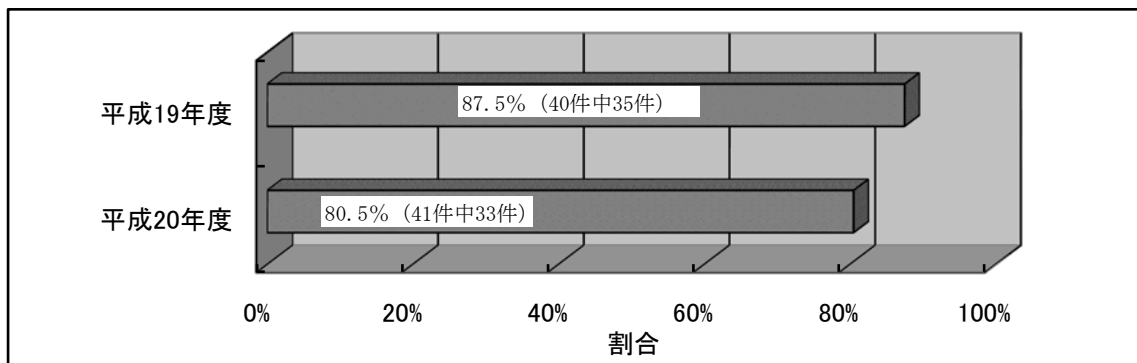
(注) 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－12－③のとおり、80.5% (41件中33件) である。

図表Ⅱ－12－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合 (実績評価方式による評価)



- (注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(特記事項－取組の工夫が求められる点)

府省共通の点検項目による審査の結果のほか、取組の工夫が必要な点として、以下の状況がみられる。

- ① 目標の達成状況をアウトプットに着目した測定指標の測定結果のみにより評価していることから、業務活動の実態説明にとどまっているものがみられる。
- ② あらかじめ定めた目標を達成できず、かつ、達成できなかった原因等についての説明がないにもかかわらず「目標達成に向けて進展があった」と評価されているものがある。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された29件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を特定することが求められている。

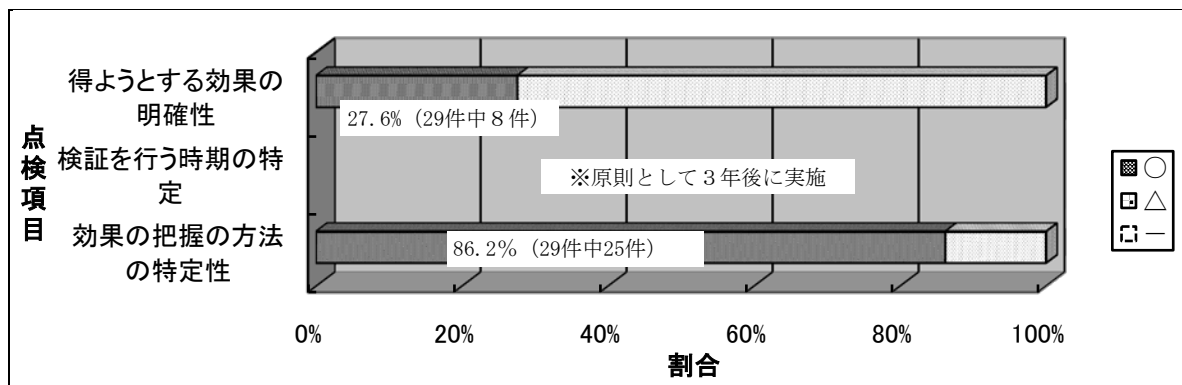
得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ-12-④のとおり、29件中8件(27.6%)となっており、平成19年度(21件中0件)から一定の改善効果はみられるものの、残りの21件については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。得ようとする効果を具体的に特定する取組を一層推進することが望まれる。

また、事後的な検証を適切に行うためには、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められる。

政策の効果の把握の方法が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ-12-④のとおり、29件中25件(86.2%)となっている。

なお、検証を行う時期の特定については、前記「(1)政策評価の枠組み」の「(取組状況－一般政策についての政策評価)」に記載した取組が行われている。

図表Ⅱ－12－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明瞭性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価が行われている府省は限られている中で、前記「(1) 政策評価の枠組み」の「(取組状況—一般政策についての政策評価)」に記載のとおり、事後評価の対象とする事業の要件を基本計画及び実施計画で明確にし、積極的に事後評価に取り組んでいる。

(審査の対象)

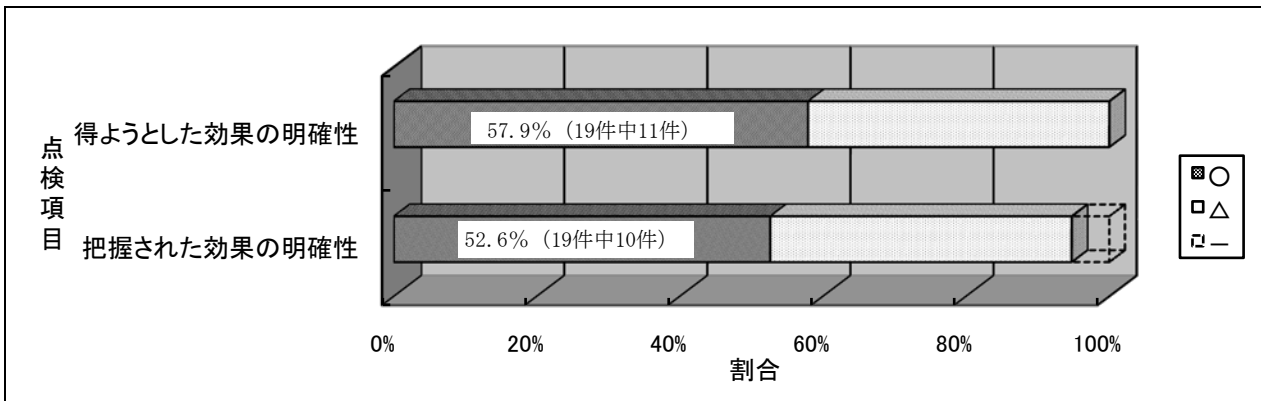
事業評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された19件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査—取組の工夫が求められる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。

得ようとした効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－12－⑤のとおり、19件中11件(57.9%)である。また、把握された効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－12－⑤のとおり、19件中10件(52.6%)である。

図表Ⅱ-12-⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「-」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「-」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。また、厚生労働省は、国民生活の安定と向上を図ることを目的として、国民の生活に密着した政策を行っていることから、目標を明らかにして政策を行うことがより一層求められている。このため、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定する取組のより一層の推進が期待される。また、あらかじめ定めた目標が未達成であるにもかかわらず、その原因分析が十分になされていない事例もみられるが、これを徹底することが必要である。あわせて、アウトカムに着目した評価指標の検討が必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価及び事後評価

厚生労働省では、事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組を行っているが、この取組をより有意義なものにするためにも、事前評価を行うに当たって、得ようとする効果を特定しておくことが望まれる。また、事後評価においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。